

## 鳥取県看護協会「看護の日」キャラクター かんごちゃん着ぐるみ貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県看護協会「看護の日」キャラクターであるかんごちゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しの方法等について定めるものである。

### (申込み)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、別添の申込書に記載の上、鳥取県看護協会会長に申し込むものとする。

2 前項の申込書の受付は、着ぐるみを使用する日の6か月前から5日前までとする。

### (貸出し)

第3条 鳥取県看護協会会長は、前条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当し、かつ、貸出しが適当と認めるときには、着ぐるみを貸し出すものとする。

(1) 「看護の日」事業に関わりのあるイベント等に使用するとき。

(2) その他、「看護の日」事業に直接関わりはないが、キャラクターのイメージを損なわない範囲で使用し、看護の魅力を伝えるPRに資すると認められるとき。

2 貸出対象は、当協会会員施設（個人会員含む）とし、使用日が重複する申込みがあった場合は、原則として申込みが早かった順に貸し出すものとする。

3 貸出期間は、原則として7日以内とする。

### (注意事項)

第4条 着ぐるみを借り受けた申込者（以下「借受者」という。）は、別添の「かんごちゃん着ぐるみ取扱説明書」を遵守しなければならない。

2 借受者は、着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を鳥取県看護協会会長に支払わなければならない。

3 前項の規定に関わらず、鳥取県看護協会会長が、着ぐるみの補修またはクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

### (貸出し料)

第5条 貸出料については、1日2,000円（使用日）とする。また、運送に係る経費は、すべて借受者が負担することとする。

### (責任の制限)

第6条 着ぐるみの着用により、借受者が被った被害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、鳥取県看護協会会長は一切その責めを負わない。

### (確認)

第7条 鳥取県看護協会は、着ぐるみの返却時には、貸し出した物品がすべて返却されているか、破損又は汚損がないかその場で確認するものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、鳥取県看護協会会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和8年1月22日から施行する。

## かんごちゃん着ぐるみ貸出申込書

公益社団法人鳥取県看護協会会長様

かんごちゃん着ぐるみの貸出しを希望しますので、鳥取県看護協会「看護の日」キャラクターかんごちゃん着ぐるみ貸出要綱を承知の上、下記のとおり申し込みます。

年　　月　　日

申込者　　住　所  
　　　　　　氏　名  
　　　　　　電話番号

記

使用日	年　　月　　日		
貸出希望期間	年　　月　　日～年　　月　　日		
使用場所			
使用目的 (どんなイベント等に使うのか)			
使用方法 (どういう使い方をするのか)			
貸出受取日	年　　月　　日(　時頃)		
返却予定日	年　　月　　日(　時頃)		
使用料金	1日 2,000円	支払方法	現金・振込み

注1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。

2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を負担していただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### チェックリスト

着ぐるみに損傷はないか? かんごちゃんのパーツはそろっているか?

### 【パーテー式】

頭部(排気ファン) 白衣(上下) 手袋 ブーツ しっぽ 青いペン 収納袋